

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	手稲区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務		
発 注 課	手稲区市民部総務企画課		
選 定 事 業 者	株式会社札幌標板製作所		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後5日間の期間が必要であり、公示日の2日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月7日までに引き渡す必要がある。 一方で、ポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの3日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の3日前である10月4日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和6年度当初予算に計上されておらず、補正予算の議決を経て契約が可能となる。補正予算の議決が10月3日又は4日であることから、競争入札による場合には10月4日に契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に当区内で同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社札幌標板製作所及び株式会社なかむら美巧社に対し聴き取りを行ったところ、株式会社なかむら美巧社からは履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社札幌標板製作所からは今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定す			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和6年10月3日		